

事 務 連 絡

平成 19 年 4 月 2 日

都道府県  
各 指定都市 障害福祉関係主管課 担当者 様  
中核市

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

平素より障害福祉行政にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 19 年 4 月 1 日より、入院・外泊時加算に関する取扱いが一部改正されたことに伴い（平成 19 年厚生労働省告示第 128 号、129 号及び 138 号を参照。）、入院・外泊時加算の取扱い等に関する Q & A を作成しましたので、ご送付いたします。

参考

平成18年4月1日～平成19年3月31日まで	平成19年4月1日以降
<p style="text-align: center;">入院時支援加算等に関するQ&amp;A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q1 入所施設における入院・外泊時の措置（入院・外泊時加算）については、1月に<u>6日</u>を限度に320単位を算定することとされているが、<u>6日間</u>は連続していなければならないのか。</p> </div> <p>A 入院・外泊の日数については、連続している必要はなく、<u>6日に満たない短期間の入院・外泊を数回行った場合でも、1月に6日を限度に算定可能であるが、入院・外泊の期間が6日以上連続している場合は、連続する6日間が対象となる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q2 入所施設において、長期間入院している場合の入院・外泊時加算と入院時支援加算はどのように算定するのか。</p> </div> <p>A 入所施設において、長期間入院している場合の入院・外泊時加算については、<u>最初の1月のみ（最初の月の末日が算定できる日の場合は翌月も算定できる。以下同じ。）6日を限度に算定可能である。</u></p> <p>一方、入院時支援加算について、入院・外泊により本体報酬が算定されない日数が月<u>6日</u>を超える場合（<u>最初の1月のみ</u>）であって、当該<u>6日</u>を超えて入院により本体報酬が算定できない日数が下記の日数の場合に、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算できる（月1回算定）。</p> <p style="text-align: center;">6日までの場合 561単位    7日以上の場合 1,122単位</p> <p>(例1) 入院期間が2か月にわたる場合(入院期間10月20日～11月24日、36日間)</p> <p>10月20日 入院・・・所定単位数（本体報酬）を算定</p> <p>21日～26日 （6日間）・・・1日につき320単位を算定可</p> <p>27日～31日 （5日間）・・・561単位（1回/月）を算定可</p> <p>11月 1日～23日（23日間）・・・1,122単位（1回/月）を算定可</p>	<p style="text-align: center;">入院時支援加算等に関するQ&amp;A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q1 入所施設における入院・外泊時の措置（入院・外泊時加算）については、1月に<u>8日</u>を限度に320単位を算定することとされているが、<u>8日間</u>は連続していなければならないのか。</p> </div> <p>A 入院・外泊の日数については、連続している必要はなく、<u>8日に満たない短期間の入院・外泊を数回行った場合でも、1月に8日を限度に算定可能である。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q2 入所施設において、長期間入院している場合の入院・外泊時加算と入院時支援加算はどのように算定するのか。</p> </div> <p>A 入所施設において、長期間入院している場合の入院・外泊時加算については、<u>当該加算が算定できる日が属する月を含めて3か月に限り毎月8日を限度に算定可能である。</u></p> <p>一方、入院時支援加算について、入院・外泊により本体報酬が算定されない日数が月<u>8日</u>を超える場合であって、当該<u>8日</u>を超えて入院により本体報酬が算定できない日数が下記の日数の場合に、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算できる（月1回算定）。</p> <p style="text-align: center;">6日までの場合 561単位    7日以上の場合 1,122単位</p> <p style="text-align: center;">略</p>

参考

24日 退院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

※ 320単位は施設・規模に応じて異なる。

※ 561単位、1, 122単位は施設・規模による違いはない。

※ 10月・11月の各月において入院先を最低1回（1, 122単位を算定する場合は2回）以上訪問し、支援を行う必要がある。

(例2) 入院期間が2か月にわたる場合（入院期間10月25日～11月29日、36日間）

10月25日 入院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

26日～31日（6日間）・・・1日につき320単位を算定可

11月 1日～ 6日（6日間）・・・1日につき320単位を算定可

7日～28日（22日間）・・・1, 122単位（1回／月）を算定可

29日 退院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

(例3) 入院期間が3か月にわたる場合（入院期間10月28日～12月2日、36日間）

10月28日 入院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

29日～31日（3日間）・・・1日につき320単位を算定可

11月 1日～ 6日（6日間）・・・1日につき320単位を算定可

7日～30日（24日間）・・・1, 122単位（1回／月）を算定可

12月 1日（1日間）・・・561単位（1回／月）を算定可

2日 退院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

略

(例1) 入院期間が4か月にわたる場合（入院期間10月31日～1月9日、71日間）

10月31日 入院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

11月 1日～ 8日（8日間）・・・1日につき320単位を算定可

9日～30日（22日間）・・・1, 122単位（1回／月）を算定可

12月 1日～ 8日（8日間）・・・1日につき320単位を算定可

9日～31日（22日間）・・・1, 122単位（1回／月）を算定可

1月 1日～ 8日（8日間）・・・1日につき320単位を算定可

9日 退院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

※ 320単位は施設・規模に応じて異なる。

※ 561単位、1, 122単位は施設・規模による違いはない。

※ 11月・12月の各月において入院先を最低1回（1, 122単位を算定する場合は2回）以上訪問し、支援を行う必要がある。

参考

(例4) 入院期間が3か月にわたる場合(入院期間11月1日～1月31日、ただし施設への一時帰宅期間12月28日～1日3日)

11月 1日 入院・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
2日～ 7日 (6日間)・・・・・・1日につき320単位を算定可  
8日～30日 (23日間)・・・・・・1, 122単位(1回/月)を算定可  
12月 1日～27日 (27日間)・・・・・・1, 122単位(1回/月)を算定可  
28日～31日 (4日間)・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
1月 1日～ 3日 (3日間)・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
4日～ 9日 (6日間)・・・・・・1日につき320単位を算定可  
10日～30日 (21日間)・・・・・・1, 122単位(1回/月)を算定可  
31日 退院・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定

(例5) 外泊期間が2か月にわたる場合(外泊期間7月15日～8月31日)

7月15日 外泊・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
16日～21日 (6日間)・・・・・・1日につき320単位を算定可  
22日～31日 (10日間)・・・・・・算定不可  
8月 1日～30日 (30日間)・・・・・・算定不可  
31日 帰園・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定

(例2) 入院期間が4か月にわたる場合(入院期間11月1日～2月28日、ただし施設への一時帰宅期間12月28日～1日3日)

11月 1日 入院・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
2日～ 9日 (8日間)・・・・・・1日につき320単位を算定可  
10日～30日 (21日間)・・・・・・1, 122単位(1回/月)を算定可  
12月 1日～ 8日 (8日間)・・・・・・1日につき320単位を算定可  
9日～27日 (19日間)・・・・・・1, 122単位(1回/月)を算定可  
28日～31日 (4日間)・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
1月 1日～ 3日 (3日間)・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
4日～11日 (8日間)・・・・・・1日につき320単位を算定可  
12日～31日 (20日間)・・・・・・1, 122単位(1回/月)を算定可  
2月 1日～27日 (27日間)・・・・・・1, 122単位(1回/月)を算定可  
28日 退院・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定

※ 入院期間中の施設への一時外泊は、あくまで「入院」として扱い、3か月を超える入院の場合には、4か月以降について当該加算は算定できないことに留意すること。

(例3) 外泊期間が2か月にわたる場合(外泊期間7月15日～8月31日)

7月15日 外泊・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
16日～23日 (8日間)・・・・・・1日につき320単位を算定可  
24日～31日 (8日間)・・・・・・算定不可  
8月 1日～ 8日 (8日間)・・・・・・1日につき320単位を算定可  
9日～30日 (22日間)・・・・・・算定不可  
31日 帰園・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定

参考

(例6) 5日間外泊し、月末に入院した場合(外泊期間10月6日～10日、入院期間10月27日～11月15日)

10月 6日 外泊・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定

7日～ 9日 (3日間)・・・・・・1日につき320単位を算定可

10日～26日(17日間)・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定

27日 入院・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定

28日～30日 (3日間)・・・・・・1日につき320単位を算定可

31日 (1日間)・・・・・・561単位(1回/月)を算定可

11月 1日～14日(14日間)・・・・・・1,122単位(1回/月)を算定可

15日 退院・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定

Q3 入所施設において、利用者の入院時における空ベッドをショートステイとして活用した場合についても入院時支援加算は算定できるのか。

A 入院・外泊時加算については、入院・外泊者のベッドの確保の観点から、入院・外泊の日数に応じて評価されているものであり、入院・外泊期間中に当該ベッドをショートステイに活用した場合においては、算定することはできない。

他方、入院時支援加算については、入所者の入院期間中に施設職員が実施した支援を評価するものであり、入院時支援加算が算定可能な期間中に空ベッドをショートステイに活用した場合でも、入院時支援加算を算定することは可能である。

例えば、入院翌日から空ベッドをショートステイに活用した場合については、翌日から7日目まではショートステイの報酬のみ算定可能(入院・外泊時加算としての320単位の算定は不可)となるが、8日目以降についてはショートステイと入院時支援加算を算定することが可能である。

(例1) 入院期間10月1日～10日(10日間)、短期入所利用期間10月2日～9日(8日間)

10月 1日 入院・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定

略

Q3 入所施設において、利用者の入院時における空ベッドをショートステイとして活用した場合についても入院時支援加算は算定できるのか。

A 入院・外泊時加算については、入院・外泊者のベッドの確保の観点から、入院・外泊の日数に応じて評価されているものであり、入院・外泊期間中に当該ベッドをショートステイに活用した場合においては、算定することはできない。

他方、入院時支援加算については、入所者の入院期間中に施設職員が実施した支援を評価するものであり、入院時支援加算が算定可能な期間中に空ベッドをショートステイに活用した場合でも、入院時支援加算を算定することは可能である。

例えば、入院翌日から空ベッドをショートステイに活用した場合については、翌日から9日目まではショートステイの報酬のみ算定可能(入院・外泊時加算としての320単位の算定は不可)となるが、10日目以降についてはショートステイと入院時支援加算を算定することが可能である。

(例1) 入院期間10月1日～12日(12日間)、短期入所利用期間10月2日～11日(10日間)

10月 1日 入院・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定

参考

2日～ 7日（6日間）・・・短期入所の報酬を算定  
8日～ 9日（2日間）・・・短期入所の報酬と入院時支援加算（561単位  
 1日/月）を算定可  
10日 退院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

（例2）入院期間10月1日～10日（10日間）、短期入所利用期間10月4～5日（2日間）

10月 1日 入院・・・所定単位数（本体報酬）を算定  
 2日～ 3日（2日間）・・・1日につき320単位を算定可  
 4日～ 5日（2日間）・・・短期入所の報酬を算定（320単位は算定不可）  
 6日～ 7日（2日間）・・・1日につき320単位を算定可  
8日～ 9日（2日間）・・・320単位は算定不可  
 10日 退院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

Q4 障害児入所施設（医療型施設を除く）において長期間入院・外泊している場合の入院・外泊時加算と入院時支援加算はどのように算定するのか。

A 障害児入所施設において、長期間入院している場合の入院・外泊時加算として320単位又は160単位が算定できるのは、最初の1月のみ（最初の月の末日が算定できる日の場合は翌月も算定できる。以下同じ。）12日を限度に算定可能である。

一方、入院時支援加算について、入院・外泊により本体報酬が算定されない日数が月12日を超える場合（最初の1月のみ）であって、当該12日を超えて入院により本体報酬が算定できない日数が下記の日数の場合に、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算できる（月1回算定）。

6日までの場合 561単位 7日以上の場合 1, 122単位

2日～ 9日（8日間）・・・短期入所の報酬を算定  
10日～11日（2日間）・・・短期入所の報酬と入院時支援加算（561単位  
 1日/月）を算定可  
12日 退院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

（例2）入院期間10月1日～10日（10日間）、短期入所利用期間10月4～5日（2日間）

10月 1日 入院・・・所定単位数（本体報酬）を算定  
 2日～ 3日（2日間）・・・1日につき320単位を算定可  
 4日～ 5日（2日間）・・・短期入所の報酬を算定（320単位は算定不可）  
 6日～ 9日（4日間）・・・1日につき320単位を算定可  
 10日 退院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

Q4 障害児入所施設（医療型施設を除く）において長期間入院・外泊している場合の入院・外泊時加算と入院時支援加算はどのように算定するのか。

A 障害児入所施設において、長期間入院している場合の入院・外泊時加算（320単位又は160単位）については、当該加算が算定できる日が属する月を含めて3か月に限り毎月12日を限度に算定可能である。

一方、入院時支援加算について、入院・外泊により本体報酬が算定されない日数が月12日を超える場合であって、当該12日を超えて入院により本体報酬が算定できない日数が下記の日数の場合に、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算できる（月1回算定）。

6日までの場合 561単位 7日以上の場合 1, 122単位

参考

(例1) 入院期間が3か月にわたる場合(入院期間10月20日～12月29日)

10月20日 入院・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
 21日～26日 (6日間)・・・1日につき320単位を算定可  
27日～31日 (5日間)・・・1日につき160単位を算定可  
 11月 1日～ 6日 (6日間)・・・1日につき320単位を算定可  
7日～12日 (6日間)・・・1日につき160単位を算定可  
 13日～30日 (18日間)・・・1, 122単位(1回/月)を算定可  
 12月 1日～28日 (28日間)・・・1, 122単位(1回/月)を算定可  
 29日 退院・・・所定単位数(本体報酬)を算定

(例2) 入院期間が3か月にわたる場合(入院期間11月1日～1月31日、ただし、施設への一時帰宅期間12月25日～1月7日)

11月 1日 入院・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
 2日～ 7日 (6日間)・・・1日につき320単位を算定可  
8日～13日 (6日間)・・・1日につき160単位を算定可  
 14日～30日 (19日間)・・・1, 122単位(1回/月)を算定可  
 12月 1日～24日 (24日間)・・・1, 122単位(1回/月)を算定可  
 25日～31日 (7日間)・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
 1月 1日～ 7日 (7日間)・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
 8日～13日 (6日間)・・・1日につき320単位を算定可  
14日～19日 (6日間)・・・1日につき160単位を算定可  
 20日～30日 (11日間)・・・1, 122単位(1回/月)を算定可  
 31日 退院・・・所定単位数(本体報酬)を算定

(例1) 入院期間が3か月にわたる場合(入院期間10月20日～12月29日)

10月20日 入院・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
 21日～28日 (8日間)・・・1日につき320単位を算定可  
29日～31日 (3日間)・・・1日につき160単位を算定可  
 11月 1日～ 8日 (8日間)・・・1日につき320単位を算定可  
9日～12日 (4日間)・・・1日につき160単位を算定可  
 13日～30日 (18日間)・・・1, 122単位(1回/月)を算定可  
 12月 1日～ 8日 (8日間)・・・1日につき320単位を算定可  
9日～12日 (4日間)・・・1日につき160単位を算定可  
13日～28日 (16日間)・・・1, 122単位(1回/月)を算定可  
 29日 退院・・・所定単位数(本体報酬)を算定

(例2) 入院期間が3か月にわたる場合(入院期間11月1日～1月31日、ただし、施設への一時帰宅期間12月25日～1月7日)

11月 1日 入院・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
 2日～ 9日 (8日間)・・・1日につき320単位を算定可  
10日～13日 (4日間)・・・1日につき160単位を算定可  
 14日～30日 (19日間)・・・1, 122単位(1回/月)を算定可  
 12月 1日～ 8日 (8日間)・・・1日につき320単位を算定可  
9日～12日 (4日間)・・・1日につき160単位を算定可  
13日～24日 (12日間)・・・1, 122単位(1回/月)を算定可  
 25日～31日 (7日間)・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
 1月 1日～ 7日 (7日間)・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
 8日～15日 (8日間)・・・1日につき320単位を算定可  
16日～19日 (4日間)・・・1日につき160単位を算定可  
 20日～30日 (11日間)・・・1, 122単位(1回/月)を算定可  
 31日 退院・・・所定単位数(本体報酬)を算定

参考

(例3) 外泊期間が2か月にわたる場合(外泊期間7月15日～8月31日)

7月15日 外泊・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
16日～21日 (6日間)・・・1日につき320単位を算定可  
22日～27日 (6日間)・・・1日につき160単位を算定可  
28日～31日 (4日間)・・・算定不可  
8月 1日～30日 (30日間)・・・算定不可  
31日 帰園・・・所定単位数(本体報酬)を算定

(例3) 外泊期間が2か月にわたる場合(外泊期間7月15日～8月31日)

7月15日 外泊・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
16日～23日 (8日間)・・・1日につき320単位を算定可  
24日～27日 (4日間)・・・1日につき160単位を算定可  
28日～31日 (4日間)・・・算定不可  
8月 1日～ 8日 (8日間)・・・1日につき320単位を算定可  
9日～12日 (4日間)・・・1日につき160単位を算定可  
13日～30日 (18日間)・・・算定不可  
31日 帰園・・・所定単位数(本体報酬)を算定

Q5 グループホーム・ケアホームにおいて長期間入院している場合の入院時支援加算はどのように算定するのか。

Q5 グループホーム・ケアホームにおいて長期間入院している場合の入院時支援加算はどのように算定するのか。

A グループホーム・ケアホームにおいては、入院時支援加算を算定できるのは入院により本体報酬が算定されない日数が月2日を超える場合であって、当該2日を超えて入院により本体報酬が算定できない日数が下記の日数の場合に、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算できる(月1回算定)。

3～6日までの場合 561単位 7日以上の場合 1,122単位

(例) 入院期間が2か月にわたる場合(入院期間10月20日～11月29日)

10月20日 入院・・・所定単位数(本体報酬)を算定  
21日～31日 (11日間)・・・1,122単位(1回/月)を算定可  
11月 1日～28日 (28日間)・・・1,122単位(1回/月)を算定可  
29日 退院・・・所定単位数(本体報酬)を算定

※ 10月・11月の各月において入院先を最低1回(1,122単位を算定する場合は2回)以上訪問し、支援を行う必要がある。

A 同左

参考

Q6 グループホーム・ケアホームにおいて帰省している場合の帰宅時支援加算はどのように算定するのか。

A グループホーム・ケアホームにおいては、帰宅時支援加算を算定できるのは帰省により本体報酬が算定されない日数が月2日を超える場合であって、当該2日を超えて帰省により本体報酬が算定できない日数が下記の日数の場合に、個別支援計画に基づき帰省の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算できる。(月1回算定)。

3～6日までの場合 187単位 7日以上の場合 374単位

(例) 毎週金曜日の夜、実家に帰り、月曜日の夜、グループホームに戻る場合

10月 6日(金) 帰省・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定

**10月 7日(土)～8日(日) (2日間)・・・・所定単位数(本体報酬)を算定不可**

10月 9日(月) グループホームに戻る・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定

10月13日(金) 帰省・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定

**10月14日(土)～15日(日) (2日間)・・・・所定単位数(本体報酬)を算定不可**

10月16日(月) グループホームに戻る・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定

10月20日(金) 帰省・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定

**10月21日(土)～22日(日) (2日間)・・・・所定単位数(本体報酬)を算定不可**

10月23日(月) グループホームに戻る・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定

10月27日(金) 帰省・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定

**10月28日(土)～29日(日) (2日間)・・・・所定単位数(本体報酬)を算定不可**

10月30日(月) グループホームに戻る・・・・・・所定単位数(本体報酬)を算定

**※ 本体報酬を算定できない日数が8日(1月間)あることから、374単位を算定**

Q6 グループホーム・ケアホームにおいて帰省している場合の帰宅時支援加算はどのように算定するのか。

A 同左

参考

Q 7 障害児通園施設（児童デイサービス事業）において家庭訪問を行った場合における家庭連携加算及び訪問支援特別加算は併給が可能であるか。

A 障害児通園施設等には、今回新たに「家庭連携加算」及び「訪問支援特別加算」を認めたところである。二つの加算について一人の者に対して、同一日の併給は認められない。なお、訪問に際し、リハビリ・指導等を行った場合であっても、本体報酬は算定できない。

Q 7 障害児通園施設（児童デイサービス事業）において家庭訪問を行った場合における家庭連携加算及び訪問支援特別加算は併給が可能であるか。

A 「家庭連携加算」及び「訪問支援特別加算」については、一人の者に対して、同一日の併給は認められない。なお、訪問に際し、リハビリ・指導等を行った場合であっても、本体報酬は算定できない。

## 入院時支援加算等に関するQ&A

Q1 入所施設における入院・外泊時の措置（入院・外泊時加算）については、1月に8日を限度に320単位を算定することとされているが、8日間は連続していなければならないのか。

A 入院・外泊の日数については、連続している必要はなく、8日に満たない短期間の入院・外泊を数回行った場合でも、1月に8日を限度に算定可能である。

Q2 入所施設において、長期間入院している場合の入院・外泊時加算と入院時支援加算はどのように算定するのか。

A 入所施設において、長期間入院している場合の入院・外泊時加算については、当該加算が算定できる日が属する月を含めて3か月に限り毎月8日を限度に算定可能である。

一方、入院時支援加算について、入院・外泊により本体報酬が算定されない日数が月8日を超える場合であって、当該8日を超えて入院により本体報酬が算定できない日数が下記の日数の場合に、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算できる（月1回算定）。

6日までの場合 561単位 7日以上の場合 1, 122単位

(例1) 入院期間が4か月にわたる場合（入院期間10月31日～1月9日、71日間）

10月31日 入院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

11月 1日～ 8日（8日間）・・・1日につき320単位を算定可

9日～30日（22日間）・・・1, 122単位（1回/月）を算定可

12月 1日～ 8日（8日間）・・・1日につき320単位を算定可

9日～31日（22日間）・・・1, 122単位（1回/月）を算定可

1月 1日～ 8日（8日間）・・・1日につき320単位を算定可

9日 退院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

※ 320単位は施設・規模に応じて異なる。

※ 561単位、1, 122単位は施設・規模による違いはない。

※ 11月・12月の各月において入院先を最低1回（1, 122単位を算定する場合は2回）以上訪問し、支援を行う必要がある。

(例2) 入院期間が4か月にわたる場合(入院期間11月1日～2月28日、ただし施

設への一時帰宅期間 1 2 月 2 8 日～1 日 3 日)

- 1 1 月 1 日 入院・・・所定単位数 (本体報酬) を算定  
2 日～ 9 日 (8 日間)・・・1 日につき 3 2 0 単位を算定可  
1 0 日～3 0 日 (2 1 日間)・・・1, 1 2 2 単位 (1 回/月) を算定可  
1 2 月 1 日～ 8 日 (8 日間)・・・1 日につき 3 2 0 単位を算定可  
9 日～2 7 日 (1 9 日間)・・・1, 1 2 2 単位 (1 回/月) を算定可  
2 8 日～3 1 日 (4 日間)・・・所定単位数 (本体報酬) を算定  
1 月 1 日～ 3 日 (3 日間)・・・所定単位数 (本体報酬) を算定  
4 日～1 1 日 (8 日間)・・・1 日につき 3 2 0 単位を算定可  
1 2 日～3 1 日 (2 0 日間)・・・1, 1 2 2 単位 (1 回/月) を算定可  
2 月 1 日～2 7 日 (2 7 日間)・・・1, 1 2 2 単位 (1 回/月) を算定可  
2 8 日 退院・・・所定単位数 (本体報酬) を算定

※ 入院期間中の施設への一時外泊は、あくまで「入院」として扱い、3 か月を超える入院の場合には、4 か月以降について当該加算は算定できないことに留意すること。

(例 3) 外泊期間が 2 か月にわたる場合(外泊期間 7 月 1 5 日～8 月 3 1 日)

- 7 月 1 5 日 外泊・・・所定単位数 (本体報酬) を算定  
1 6 日～2 3 日 (8 日間)・・・1 日につき 3 2 0 単位を算定可  
2 4 日～3 1 日 (8 日間)・・・算定不可  
8 月 1 日～ 8 日 (8 日間)・・・1 日につき 3 2 0 単位を算定可  
9 日～3 0 日 (2 2 日間)・・・算定不可  
3 1 日 帰園・・・所定単位数 (本体報酬) を算定

Q 3 入所施設において、利用者の入院時における空ベッドをショートステイとして活用した場合についても入院時支援加算は算定できるのか。

A 入院・外泊時加算については、入院・外泊者のベッドの確保の観点から、入院・外泊の日数に応じて評価されているものであり、入院・外泊期間中に当該ベッドをショートステイに活用した場合においては、算定することはできない。

他方、入院時支援加算については、入所者の入院期間中に施設職員が実施した支援を評価するものであり、入院時支援加算が算定可能な期間中に空ベッドをショートステイに活用した場合でも、入院時支援加算を算定することは可能である。

例えば、入院翌日から空ベッドをショートステイに活用した場合については、翌日から 9 日目まではショートステイの報酬のみ算定可能 (入院・外泊時加算としての 3 2 0 単位の算定は不可) となるが、1 0 日目以降についてはショートステイの報酬と入院時支援加算を算定することが可能である。

入院期間10月1日～12日（12日間）、短期入所利用期間10月2日～11日（10日間）

- 10月 1日 入院・・・所定単位数（本体報酬）を算定
- 2日～ 9日（8日間）・・・短期入所の報酬を算定
- 10日～11日（2日間）・・・短期入所の報酬と入院時支援加算（561単位1日／月）を算定可
- 12日 退院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

（例2）入院期間10月1日～10日（10日間）、短期入所利用期間10月4～5日（2日間）

- 10月 1日 入院・・・所定単位数（本体報酬）を算定
- 2日～ 3日（2日間）・・・1日につき320単位を算定可
- 4日～ 5日（2日間）・・・短期入所の報酬を算定（320単位は算定不可）
- 6日～ 9日（4日間）・・・1日につき320単位を算定可
- 10日 退院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

Q4 障害児入所施設（医療型施設を除く）において長期間入院・外泊している場合の入院・外泊時加算と入院時支援加算はどのように算定するのか。

A 障害児入所施設において、長期間入院している場合の入院・外泊時加算（320単位又は160単位）については、当該加算が算定できる日が属する月を含めて3か月に限り毎月12日を限度に算定可能である。

一方、入院時支援加算について、入院・外泊により本体報酬が算定されない日数が月12日を超える場合であって、当該12日を超えて入院により本体報酬が算定できない日数が下記の日数の場合に、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算できる（月1回算定）。

6日までの場合 561単位 7日以上の場合 1,122単位

（例1）入院期間が3か月にわたる場合（入院期間10月20日～12月29日）

- 10月 20日 入院・・・所定単位数（本体報酬）を算定
- 21日～28日（8日間）・・・1日につき320単位を算定可
- 29日～31日（3日間）・・・1日につき160単位を算定可
- 11月 1日～ 8日（8日間）・・・1日につき320単位を算定可
- 9日～12日（4日間）・・・1日につき160単位を算定可
- 13日～30日（18日間）・・・1,122単位（1回／月）を算定可

- 1 2月 1日～ 8日 (8日間)・・・1日につき320単位を算定可
- 9日～12日 (4日間)・・・1日につき160単位を算定可
- 13日～28日(16日間)・・・1, 122単位(1回/月)を算定可
- 29日 退院・・・所定単位数(本体報酬)を算定

(例2) 入院期間が3か月にわたる場合(入院期間11月1日～1月31日、ただし、施設への一時帰宅期間12月25日～1月7日)

- 1 1月 1日 入院・・・所定単位数(本体報酬)を算定
- 2日～ 9日 (8日間)・・・1日につき320単位を算定可
- 10日～13日 (4日間)・・・1日につき160単位を算定可
- 14日～30日(19日間)・・・1, 122単位(1回/月)を算定可
- 1 2月 1日～ 8日 (8日間)・・・1日につき320単位を算定可
- 9日～12日 (4日間)・・・1日につき160単位を算定可
- 13日～24日(12日間)・・・1, 122単位(1回/月)を算定可
- 25日～31日 (7日間)・・・所定単位数(本体報酬)を算定
- 1 月 1日～ 7日 (7日間)・・・所定単位数(本体報酬)を算定
- 8日～15日 (8日間)・・・1日につき320単位を算定可
- 16日～19日 (4日間)・・・1日につき160単位を算定可
- 20日～30日(11日間)・・・1, 122単位(1回/月)を算定可
- 31日 退院・・・所定単位数(本体報酬)を算定

(例3) 外泊期間が2か月にわたる場合(外泊期間7月15日～8月31日)

- 7月15日 外泊・・・所定単位数(本体報酬)を算定
- 16日～23日 (8日間)・・・1日につき320単位を算定可
- 24日～27日 (4日間)・・・1日につき160単位を算定可
- 28日～31日 (4日間)・・・算定不可
- 8月 1日～ 8日 (8日間)・・・1日につき320単位を算定可
- 9日～12日 (4日間)・・・1日につき160単位を算定可
- 13日～30日(18日間)・・・算定不可
- 31日 帰園・・・所定単位数(本体報酬)を算定

Q7 障害児通園施設(児童デイサービス事業)において家庭訪問を行った場合における家庭連携加算及び訪問支援特別加算は併給が可能であるか。

A 「家庭連携加算」及び「訪問支援特別加算」については、一人の者に対して、同一日の併給は認められない。なお、訪問に際し、リハビリ・指導等を行った場合であっても、本体報酬は算定できない。

加算名	入院・外泊時加算			訪問支援特別加算	
対象サービス	施設入所支援、 旧法施設支援(入所)	障害児入所施設 (医療型施設は除く)	グループホーム、ケアホーム	生活介護、就労移行支援、 就労継続支援(A型、B型) 旧法施設支援(通所)	障害児通園施設、 児童デイサービス事業所
単 位	320単位(8日まで) 施設種別・人員規模によって異なる	320単位(8日まで) <b>160単位(9～12日まで)</b> 施設種別・人員規模によって異なる	—	187単位(1時間未満) 280単位(1時間以上)	187単位(1時間未満) 280単位(1時間以上)
算定回数	月8日を限度	月12日を限度	—	月2回	月2回
内 容	利用者が病院等への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合は、 <b>3か月に限り毎月8日を限度</b> として所定単位数(本体報酬)に代えて算定。	利用者が病院等への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合は、 <b>3か月に限り毎月12日を限度</b> として所定単位数(本体報酬)に代えて算定。	<b>家賃を徴収しているため、入院・外泊時加算は算定できない。</b>	通所施設利用者であって、常時サービスを利用している者が、心身の状況の変化等により、 <b>5日以上連続して利用がなかった場合</b> 、その者の居宅を訪問して利用者の状況を確認し、利用者の同意の上で次の支援を行った場合に加算。 ① 引き続き現行のサービスを利用するための動機付け ② 再アセスメントに基づく個別支援計画の見直し ③ 相談支援事業者等へのあっせん・連絡調整	通所利用児童で常時サービスを利用しているが、 <b>5日以上連続して利用がなかった場合</b> 、その児童の居宅を訪問して、家庭の状況を確認し、保護者の同意の上で支援を行った場合に加算。 ① 引き続き現行のサービスを利用するための動機付け ② 再アセスメントに基づく施設(個別)支援計画の見直し ③ 相談支援事業者等へのあっせん・連絡調整
加算名	入院時支援加算			帰宅時支援加算	家庭連携加算
対象サービス	施設入所支援、 旧法施設支援(入所)	障害児入所施設 (医療型施設は除く)	グループホーム、ケアホーム	グループホーム・ケアホーム	障害児通園施設、 児童デイサービス事業所
単 位	561単位(6日以内) 1,122単位(7日以上)	561単位(6日以内) 1,122単位(7日以上)	561単位( <b>3～6日</b> ) 1,122単位(7日以上)	187単位( <b>3～6日</b> ) 374単位(7日以上)	187単位(1時間未満) 280単位(1時間以上)
算定回数	月1回	月1回	月1回	月1回	月2回
内 容	入院・外泊により本体報酬が算定できない日数が月8日を超える場合に、 <b>当該8日を超えて入院により本体報酬が算定できない日数が上記日数の場合</b> に、家族等の支援を受けることが困難で、施設職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行う必要があり、本人又は保護者の同意の下、個別支援計画に基づき、入院期間中、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときに加算。	入院・外泊により本体報酬が算定できない日数が12日を超える場合に、 <b>当該12日を超えて入院により本体報酬が算定できない日数が上記日数の場合</b> に、家族等の支援を受けることが困難で、施設職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行う必要があり、本人又は保護者の同意の下、個別支援計画に基づき、入院期間中、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときに加算。	入院により本体報酬が算定できない日数が上記日数の場合に、家族等の支援を受けることが困難で、GH又はCH職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行う必要があり、本人又は保護者の同意の下、個別支援計画に基づき、入院期間中、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときに加算。 なお、 <b>当該月において、入院により本体報酬が算定されない日数の合計が3日未満については、当該加算を算定することはできない。</b>	帰省により本体報酬が算定されない日数が上記日数の場合に、個別支援計画に基づき帰省の支援を行ったときに加算。 なお、 <b>当該月において、帰省により本体報酬が算定されない日数の合計が3日未満については、当該加算を算定することはできない。</b>	乳幼児の保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、サービス利用計画に位置づけ、保護者の了解を得て、事前に日程調整をした上で職員が家庭を訪問し、利用児童や家族への支援・指導を行った場合に加算。 なお、 <b>同日に通所し、本体報酬が算定される場合は対象外。</b>